

平成21年4月3日

各 位

会 社 名 日 立 造 船 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 古 川 実
(コード番号 7004 東証・大証 各第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 ・ 人 事 部 長 神 谷 明 文
TEL(06)6569-0013

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

東京高等裁判所に係属中でありました訴訟について、平成21年4月3日、下記のとおり和解が成立し解決に至りましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本件訴訟は、平成6年および平成10年に契約締結された東京都発注のごみ焼却炉建設工事2件につき、当該工事の入札等において独占禁止法違反行為があったとして、東京都住民が、当社に対し、不法行為に基づく損害賠償金を、東京都および東京都から契約当事者の地位を承継した東京二十三区清掃一部事務組合に支払うよう求めて、平成12年7月に東京地方裁判所に訴訟提起したものであり、第一審 東京地方裁判所は、平成19年3月20日、当社に対し、計3,139百万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決言渡しを行いました。

これに対して、当社は、第一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴しておりましたが、本件控訴審の過程において、東京高等裁判所の和解勧告があったため、これを受けて和解協議を行ってきた結果、当社が、和解金 計4,382百万円（元本および遅延損害金）を支払うことで、平成21年4月3日、訴訟上の和解が成立いたしました。

本件訴訟で争われた当社の独占禁止法違反行為については、平成18年6月27日付 公正取引委員会の審判審決に対する審決取消請求訴訟が、現在、最高裁判所に係属中であり、独占禁止法違反行為の事実が確認されたものではありませんが、当社といたしましては、本件訴訟が提起されてから長期間が経過しており、このまま本件訴訟が継続された場合の訴訟費用負担および不確実性等を総合的に考慮した結果、裁判所の和解勧告を受け入れ、早期解決を図ることが合理的であると判断したものであります。

2. 業績に与える影響

当社は、本件訴訟における損害金支払いが確定した場合に備え、既に、平成20年3月期決算（連結・個別）において訴訟損失引当金を計上済みであり、本件和解に伴い、当該引当金の取崩額8億円が発生することとなるため、これを、平成21年3月期決算（連結・個別）において、特別利益に計上する予定であります。

なお、これによる平成21年3月期業績予想の変更はありません。

以 上